

介護保険負担割合証の交付について

介護保険サービス等を利用する際の負担割合を記載した「負担割合証」をお送りします。

ケアマネジャーや事業所、入所されている施設などにご提示ください。

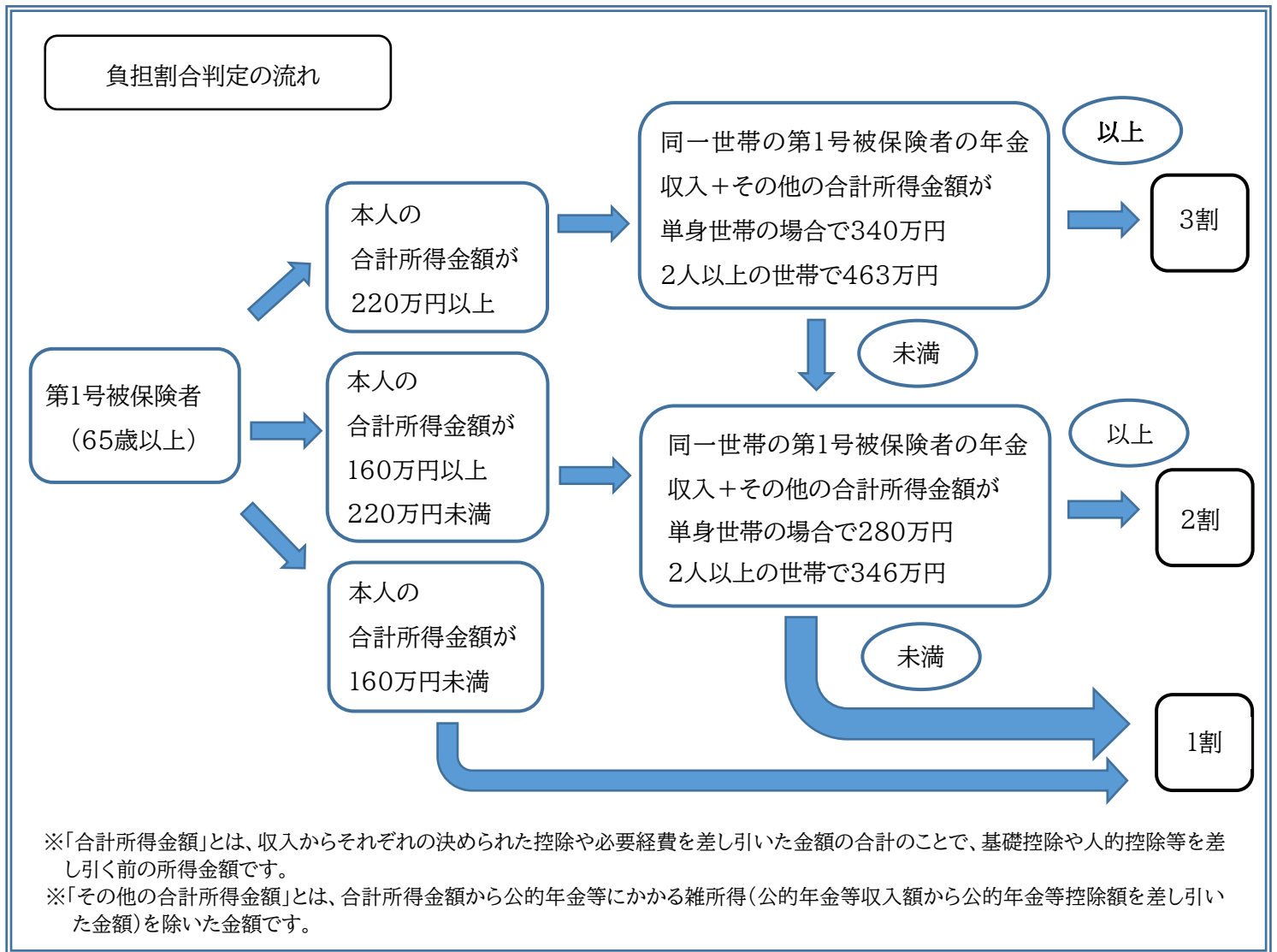
・適用負担割合:1～3割

・適用期間:令和 7 年8月1日～令和 8 年7月31日

・負担割合の判定について

負担割合は令和 6 年中(令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日)の所得情報に基づいて判定しています。

負担割合の判定基準は以下のとおりです。



【注意】

※ 未申告等により前年の所得情報が不明の方には、暫定で1割の負担割合証を交付しています。所得更正や世帯構成の変更により負担割合が変更になる場合は、新しい負担割合証を交付します。

※ 第2号被保険者(40～64 歳)、住民税非課税者、生活保護受給者の方の負担割合は、1 割となります。

※ 給付制限期間中の方の負担割合については、今回お送りした負担割合証に記載された負担割合とは異なりますのでご注意ください。

<問い合わせ先>

中野区 地域支えあい推進部 介護保険課 介護給付係
直通電話：03-3228-6531

介護保険特別給付サービスをご利用ください

訪問理美容サービス

在宅で寝たきりの方などに、訪問による理美容サービスを実施します。

〈対象者〉

要介護3～5で、寝たきりまたは認知症等により、理美容店での調髪が困難な方

〈利用者負担額〉 1回につき、1,500円

〈利用方法〉

区が発行する理美容券により、区と協定を結んでいる理美容店から訪問による理美容サービスが受けられます。理美容券は、2か月に1枚の割合で、年間最大6枚まで発行します。

（申請月で、理美容券の年間の給付枚数が異なります）

寝具乾燥サービス

在宅で寝たきりの方などに、寝具乾燥などのサービスを実施します。

〈対象者〉

要介護4・5で、身体や家屋の環境により寝具乾燥を行うことが困難な方

または、要介護4・5で、寝たきり及び常時失禁状態の方

〈内容及び利用者負担額〉

・水洗い（年3回）寝具の表面及び中綿も含めて水洗い・乾燥を行います。

1回につき 1,000円（生活保護受給者等 800円）

・乾燥消毒（年9回）熱風をあてて、消毒脱臭・乾燥を行います。

1回につき 700円（生活保護受給者等 550円）

〈利用方法〉

区と協定を結んでいる事業者が訪問し、毎月1回、水洗いまたは乾燥消毒のサービスを行います。毎月の実施日時や内容は予め定められています。

※ 訪問理美容、寝具乾燥サービスとも、ご利用者様本人のみのご利用となります。

※ ご利用者様が入院・施設入所中の場合は、ご利用できません。

※ 受付窓口は、区役所3階4番高齢者総合窓口、または各地域包括支援センターです。

※ 申請書様式は、中野区公式ホームページからダウンロードいただくか、各窓口でお渡ししていますのでお申し出ください。

短期入所（ショートステイ）送迎費用助成

〈対象者〉 要支援1、2、要介護1～5で短期（ショートステイ）利用時の送迎の際に、タクシーや寝台車を利用しなければならない方

〈内容〉 自宅から短期入所施設までの区間で、支払った送迎費用の一部を補助するサービスです。

< 訪問理美容・寝具乾燥・短期入所送迎サービス 問い合わせ先 >

中野区 介護保険課 介護給付係 直通電話：03-3228-6531

おむつサービス

〈対象者〉 要介護1以上で65歳以上の常時失禁状態の方へ、おむつの現物給付を行います。

ただし、所得制限あり。

世帯の全員が前年（1月～6月の申請は前々年）の合計所得金額350万円未満の方

〈内容〉 紙おむつを月1回自宅等へ配送。※入院中の方への助成制度もあり（上限6,000円）

〈相談・申請方法〉 前月25日までに地域包括支援センターにお申し込みください。

（土日祝はその直前の平日。2月、4月、12月は早まります。）

< おむつサービス 問い合わせ先 >

中野区 地域包括ケア推進課 在宅サービス係 直通電話：03-3228-5632